

重度身障者児に福祉手当

10月1日から月額4,000円

福祉手当制度は、在宅の重度障害者に対する施策の一環として新しく設けられました。つまり、日常生活で常時の介護を必要とするような重度障害者本人に、その障害ゆえに生じるいろいろな負担に対する一助として、月額四千円を支給するもので、十月一日から実施されます。

支給の対象

支給の対象になるのは、▼両眼の視力の和が〇・〇二以下▼両耳の聴力を補聴器を用いても音声を識別できない程度▼両上肢の機能に著しい障害がある▼両手の指のすべてを欠く▼両足が全く使えない▼両大腿を三分の一以上失った人です。

▼体幹の機能に座っていることができない程度の障害があるなど的人です。

さらに、日本国民であること、他の年金制度から廃疾年金の給付を受けていない、身体障害者療護施設その他これに類する施設に収容されていないことの条件を満たさなければなりません。

所得による制限

前年の所得が一定以上ある場合

は、手当は支給されません。その額は次のとおりです。

▼受給者本人の場合

前年の所得が、当該受給者の扶養親族等の数に応じて下表1の額を超えるとき。

▼受給者の配偶者または扶養義務者の場合

下表2の額を超えるとき

なお、制限を受けている場合でも、震災・風水害・火災を受けて財産価格の二分の一以上に被害があつたときは、特例が設けられています。

支給の対象になるのは、▼両眼の視力の和が〇・〇二以下▼両耳の聴力を補聴器を用いても音声を識別できない程度▼両上肢の機能に著しい障害がある▼両手の指のすべてを欠く▼両足が全く使えない▼両大腿を三分の一以上失った人です。

認定請求の手続

手当の支給を受けるためには、それぞれの住所地を所管する福祉事務所長から認定を受けることが必要です。

認定請求の手続

認定請求の手続きは、所定の請求書に、医師の診断書・戸籍関係の書類・障害者本人およびその扶養義務者の前年の所得状況等が確認できる書類をそえて、町役場に提出していくことになっています。

前年の所得が一定以上ある場合

ます。

なお、身体障害者福祉法など他の制度に基づいて、既に障害の程度について判定を受けている場合

で、手帳・証書などにより明らかに支給要件に該当すると判断できることは、診断書の添付は必要ありません。

支払いの仕方

一人月額四千円支給されますが、実際の支払いは一月・五月・九月の年三回に分けて、それぞれ前までの分をまとめて支払います。

手当は、請求をした翌月から支給され、支給事由が消滅した月で終ります。

支払いは、指定金融機関の口座振替でやることになっています。

なお、制限を受けている場合でも、震災・風水害・火災を受けて財産価格の二分の一以上に被害があつたときは、特例が設けられています。

支給の対象

支給の対象になるのは、▼両眼の視力の和が〇・〇二以下▼両耳の聴力を補聴器を用いても音声を識別できない程度▼両上肢の機能に著しい障害がある▼両手の指のすべてを欠く▼両足が全く使えない▼両大腿を三分の一以上失った人です。

認定請求の手続

手当の支給を受けるためには、それぞれの住所地を所管する福祉事務所長から認定を受けることが必要です。

認定請求の手續

認定請求の手続きは、所定の請求書に、医師の診断書・戸籍関係の書類・障害者本人およびその扶養義務者の前年の所得状況等が確認できる書類をそえて、町役場に提出していくことになっています。

前年の所得が一定以上ある場合

児童手当

月額 5 千 円

10月1日から

児童手当は、日本国内に住所がある日本国民が、次の要件にあつてはまつてはいるときに支給されます

▼受給資格

①十八歳未満の児童を三人以上養育しており、そのうちの一人以上が義務教育終了前の児童（中学校を卒業するまでの児童）であること。

②その人の前年の収入が、一定の額（たとえば、給与所得者については、扶養親族が五人の場合、四百十五万円）に満たないこと。

▼児童手当の額

児童手当の額は、三人以上の児童のうち、出生順に数えて三人目以降である義務教育終了前の児童一人につき、月額四千円でしたが昭和五十年十月分から月額五千円になりました。

▼児童手当の認定者と支払者

児童手当の受給資格がある人の住所地の市町村長が、その人の請求に基づいて認定し支給します。なお、公務員と日本専売公社・日本国有鉄道・日本電信電話公社の職員の方についての認定と支給は、その務め先で行います。

▼いろいろな届出

毎年一回、六月一日から三十日の間にすべての受給者に、「児童手当現況届」を町役場に出しています。

秋穂町では、この三回の支払日を十日に定め、十日が日曜・祝日の場合は翌日としています。

*児童手当の支給例



※なお、くわしいことやご不明なことは、町役場町民課（有線23）へおたずねください。

保健衛生事業

「病気とは人間が環境に敗れたときの状態である」
ルネ・デュボ

各家庭に配付しております昭和50年度の各種予防接種ならびに衛生関係業務予定表にもとづいて、次のとおり実施しますので、個人あてには通知いたしません。

行事名	月日	曜日	受付時間	場所	対象
秋穂乳幼児相談	11月5日	水	13:30 ~ 14:30	中央公民館	乳幼児とその母親
大海乳幼児相談	11月5日	火	13:30 ~ 14:30	大海分館	乳幼児とその母親
(小児マビ予防 生ワクチン)	19 28	木 金	13:00 ~ 14:30	中央公民館 大海分館	生後3カ月から 18カ月までの乳幼児
インフルエンザ 予防接種	18				
ポリオ服用					
ワクチン申込者					

但し、三種混合注射については後日実施する場合に該当者へ連絡します

公害セミナリー

▼リジン

アミノ酸の一種で、ジアノ・カ

▼ 日常生活のなかで、
△ テレビや新聞紙上で
△ よくみかける公害に
△ ついての化学的な専
△ 問用語を毎月公害セ
△ ミナリーに掲さいし
△ ています。
△ このたびは「リジン」
△ について考えてみま
△ しょう。

▼ プロン酸にあたる塩基性アミノ酸
△ です。アルギニン及びヒスチジン
△ とともにヘキソン塩基とよばれ、
△ ほとんどすべてのタンパク質の成
△ 分をなすといわれております。
△ これらは、遊離状態でも光をう
△ けぬ植物の幼芽の中に、しばしば
△ 発見されるそうです。リジンは、
△ 栄養のうえで必須アミノ酸として
△ 確認された最初のアミノ酸の一つ

であり、天然のリジンは無色の針

状の結晶です。リジンは、学校給食のパンなどの材料に使用される

小麦のなかに、過去において、ほんのわずか添加されていたよう

う。なぜ健康法か、との理由としては足のうちには、小陰茎といつて人体の中でもとくに大切な経路の拠点となっており、頭足系の経路で頭から足に至り、また頭に帰る系統で、すべての臓機能と連絡する

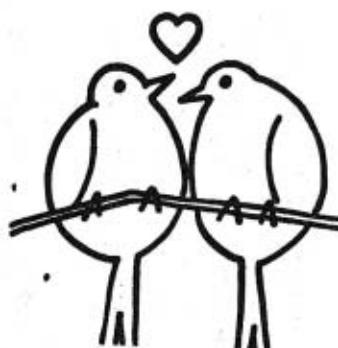
不思議な機能を持つているからです。現在、秋穂町の学校給食においては、「リジン」が添加されている小麦は問題があるというこ

とから使用されていないよう

だ。日本人は、足の力がよわくなつておらず、このまま進めば生物学的な危機を招くおそれもあるとさえいわれております。そこで足丈夫にする方法ですが、孟宗（もうそう）竹の外側直径5cm程度のものを長さ30cmに切り、これを真中

から二つに割り竹踏みをつくります。丸みの上に両足を乗せ、足心で五百回程度踏みますと、時間的には大体五分ぐらいです。これを朝と入浴後におこなうと頭の老化をふせぎ、冬などは頭部熱、よくやすまれるようです。竹踏みが

あののんた、あんたもやつてみんかの だれでもできる竹踏み健康法をどうぞ!!



※竹踏みの効能

1 ストレス解消器

(高血圧・糖尿病・心臓病)

2 健康運動器

(頭痛・肩こり・冷え症)

3 体の不調調整器

(疲れ・だるさ)

足心を刺激し、足の血液循环をよくし、第二の心臓といわれる足心の強化をはかり毎日継続しておこなうことによって、健康的な生活がおくられると思います。



セイタカ
アワダチソウを
撲滅しよう

<山口方言>

改正 公職選挙法施行

松くい虫を駆除しましよう

寄附したり・寄附を
ねがうことは違反!

この前の国会で成立しました公職選挙法の一部を改正する法律が十月十四日から施行されました。このたびの改正は、公平な・金のかからない・きれいな選挙をめざすため、このため、新たに政治家や候補者が、選挙区内の人に寄附することが禁じられました。

したがって、今後は、国會議員・市町村長や議会議員である人は勿論、これらの候補者は立候補しようとする人は、選挙に関係があるなしにかかわらず、選挙区内の人に対しては親族の場合を除き、祝儀・香典・花輪など一切の金品の寄附は、法律で禁止されたことになります。また、一般の人が、これらの人々に寄附を願つたりすることも禁止されておりますので、現在公職にある人や、立候補しようとされる人は勿論、一般の人も改正法の趣旨を十分理解され、

「寄附はしません」
「寄附は求めません」

職業訓練校は、「腕と頭を兼ね備えた近代的な技能者」を養成する施設です。

新規学校卒業者だけでなく、中高年の人にも、女性にも、それぞれ

よかつた松が急に赤く枯れます。そのほとんどは松くい虫の被害です。

これは、松くい虫の一種であるマツノマダラカミキリが、松の材線虫（体長〇・六ミリ）（〇・〇ミリ）を健全な松に伝播させ、この材線虫が健全な木に入り込んで猛烈な勢いで繁殖し、松ヤニを造る細胞を侵すので、松ヤニの分泌が悪くなり急に赤く枯れあがります。また一方・マダラカミキリはこの材線虫で侵された松に多くの卵を産みつけ、幼虫がふ化します。この幼虫は、一・二センチ位の大きさで、盛んに皮の下を食い荒らしています。

駆除の方法は、赤く枯れた松の木を伐り倒し、枝を払つたり、適当な長さに玉切りし、松くい虫駆除剤を散布します。

昭和51年度職業訓練生の募集
//職業訓練で個性と能力の開発を!!

れの対象に応じた技能訓練を行っています。

応募手続

希望者は、入校願および添付書類を、希望の職業訓練校に提出してください。（新規学校卒業予定者は、公共職業安定所を経由して提出）

関係用紙は、職業訓練校または公共職業安定所・町役場産業課にあります。

入校受付期間

昭和50年10月1日から11月30日まで

※詳しいことは、最寄りの職業訓練校か公共職業安定所におたずねください。町産業課にも、入校案内をおいております。

狩獵免許手数料等の額が改正されました

狩獵免許手数料が、十月一日より左記のとおり改正されたのでお知らせします。

区 分	現行	改正額
1. 狩獵免許手数料	300円	600円
2. 狩獵免状再交付手数料	100円	200円
3. 狩獵者記章再交付手数料	100円	200円
4. 狩獵者講習手数料		
(1) 初心者 甲種	700円	1500円
〃 乙・丙種	1100円	2000円
(2) 経験者	400円	1000円
5. 狩獵者講習修了証明書再交付手数料	100円	200円
6. 鳥獣飼養許可証交付・更新、再交付手数料	150円	400円

「わたしたちの消費生活展」が開かれます



開かれます

消費生活展は、県下の消費者団体やグループの方たちが、住みよい明日を築くために、それぞれがくらしの安全やゴミと環境、ムダのない暮らし、物価問題などをテーマに、グループのみなさんの活動状況をパネルや実物で展示します。

今回は、秋穂町の消費者学級生のみなさんも参加し、「あなたのふきんはきれいでしょうか」というテーマで、ふきんの細菌検査の結果を展示します。

おさそい合わせのうえ、お出かけください。

●宇部会場 11月3日～5日
宇部市役所集会室
●岩国会場 11月26日～28日
岩国市体育館



受付期間
昭和50年10月15日（水）から12月31日（水）まで

申込先 取扱金融機関所定の方法
取扱金融機関県内店舗

郷 土 小 史
(26)

秋穂半島南端中道村は天保の頃の記録では北の上・北下・後上村後下村・猪の鼻・筈倉の小村がある。当時は赤石に村ではなく、尻川は花香と共に下村に属していた。海を渡る潮風で夏は涼しく、西方を山に囲まれて冬暖かく、白砂青松の海浜、沖に浮ぶ竹島、遙か海原の彼方に九州の山々がかすかに眺められ、泰平な海山の幸に恵まれた自然の佳境である。

中道海岸は戦時中敵前上陸の演習地となつて砲部隊が駐屯し、戦後は町の自給塩田がつくられたが今は夏は海水浴客で賑わい、釣舟を楽しむ人々は四季をとわす訪れ保養地となつた。

この地方の各所に古墳時代の遺跡が点在する。①秋穂荘に登る道の左側、②苦倉山の北麓、藤田修三氏みかん園、③苦倉から中道に通する県道の上下二カ所、④赤石海岸下村山の松林の中の積塚古墳等が知られて居り、未確認のものも相当あると推測され、古い須恵器の破片は各所に散在する。

そしてこの地に伝わる伝説に、秋穂氏が九州に落ちのびた時のことをどうか、「朝日さす夕日かがやくこの丘の南天の木の下に黄金千両」という。南天の木もそして財宝も発見したという話は伝わっていない。



藤田家が祀る明神社祠

告倉山はその昔狼煙（のろし）山で火急の事變を通報する仲繼基地であった。岐波・阿知須の火の山からこの山へ、更に東方に向って日地山へ、北の方へは陶岳火の山へ、或はその逆コースで危急の相図をしたと。狼の糞をまぜて焚くとよく煙が直上した。

筈倉山は東西共麓に森林地帯があつたが高浪に削り取られ、昔は東北洲崎の北側に格好な「お舟入れ」の船泊りもあつたといふ。

藩政時代には入会地（のやま）で下村・中野の百姓もこの山に柴取り、草刈りに来たので、草山の別名がある。南西の台地に幕末砲台場と番小屋があつたことは前に述べた。南東海岸は断崖で「牛ころがし」という。この山は明治になつて官有林に編入されたので、これに抗議してその払下げを申請し、明治三五年に許されて、青江・浦・下村・中野の共有山となりこれを村有林に改め、以後永く入会草刈場にし、また学校林として

告倉山はその昔狼煙（のろし）

小学校・青年学校の児童生徒が植林管理を受持つた。そして狼煙山（一七〇〇）田畠の収穫も安定し

移住後一二年、元禄一三庚辰年（一七〇〇）田畠の収穫も安定して毛利氏の家臣布施亦右エ門の給領地となつた。それから二七年後

天保一三年（一八四二）風土注進案では田四丁三反二五歩・畠二町二反六畝一三歩・高三五石八斗六升一合・給領主布施孫介。

その翌年に藤田家旧居の幸田村に住んでいた塩田彦七（彦左エ門とも言つた）が吉敷毛利氏から恩賞としてこの地の赤石山渚に田開作一町歩を開くことを差し許されている。（塩田家文書）この田地は後に颶風の被害をうけて今その一部が残っているようである。

塩田家勤功書によると代々開作築立に寄与し、遠波開作・青江開作等にも関与し、はじめ前大津宰判沢江千鶴に開作三丁歩築立を許された。しかし遠方で場所柄築立なり難く、二島のうち幸田村に八反、大里村に五反、仁光寺村に八反計二町とこの中道村赤石満べりに一町の所替えを願い出た。

そこで代宣所では本郷の庄屋山内幾太郎（休兵衛）畔頭山内計藏に差障りの有無を尋ね、差支えないとおきをたしかめて正式の許可を与えている。（二島史）

山内文書に「塩田彦七様御開作堤床代山」が下村地下組の預ヶ山にあり、その南に「宍戸開作堤床代山」一町五反があつたことが記

が記つて來たものである。

移住後一二年、元禄一三庚辰年（一七〇〇）田畠の収穫も安定して毛利氏の家臣布施亦右エ門の給領地となつた。それから二七年後

天保一三年（一八四二）風土注進案では田四丁三反二五歩・畠二町二反六畝一三歩・高三五石八斗六升一合・給領主布施孫介。

その翌年に藤田家旧居の幸田村に住んでいた塩田彦七（彦左エ門とも言つた）が吉敷毛利氏から恩賞としてこの地の赤石山渚に田開作一町歩を開くことを差し許されている。（塩田家文書）この田地は後に颶風の被害をうけて今その一部が残っているようである。

塩田家勤功書によると代々開作築立に寄与し、遠波開作・青江開作等にも関与し、はじめ前大津宰判沢江千鶴に開作三丁歩築立を許された。しかし遠方で場所柄築立なり難く、二島のうち幸田村に八反、大里村に五反、仁光寺村に八反計二町とこの中道村赤石満べりに一町の所替えを願い出た。

そこで代宣所では本郷の庄屋山内幾太郎（休兵衛）畔頭山内計藏に差障りの有無を尋ね、差支えないとおきをたしかめて正式の許可を

されている。

この塩田氏は藤田家とは同郷の縁故者、親密な間柄で互に情報を交換、扶助合つたものであろう。

さて給領主布施氏は幕末の頃に代って煮干鰯の廻遊を漁舟に合図する櫓が山上に永くあつた。

藤田姓を名乗る家々があり、外に中津江・加茂・屋戸・海岸・日地中道部落に今一八軒の右エ門であつた。

さてこの中道部落に今一八軒の右エ門であつた。それから二七年後藤田姓を名乗る家々があり、外に中津江・加茂・屋戸・海岸・日地中道部落に今一八軒の右エ門であつた。

藤田姓を名乗る家々があり、外に中津江・加茂・屋戸・海岸・日地中道部落に今一八軒の右エ門であつた。

藤田姓を名乗る家々があり、外に中津江・加茂・屋戸・海岸・日地中道部落に今一八軒の右エ門であつた。

おわび
都合により、「おかあさん
のページ」は休みました。

（秋穂町教育委員会嘱託
田中 橋記）